

宮城県交通安全母の会連合会会則

昭和51年3月2日 制定
昭和56年4月10日 一部改正
昭和59年5月9日 一部改正
昭和61年7月30日 一部改正
昭和63年6月7日 一部改正
平成4年6月12日 一部改正
平成18年6月15日 一部改正
平成19年6月20日 一部改正
(平成20年4月1日施行)

(名称及び事務局)

第1条 この会は、宮城県交通安全母の会連合会（以下「この会」という）と称し、事務局を仙台市内に置く。

(目的)

第2条 この会は、地域における母親の交通安全活動の充実強化を図るとともに母親の立場から交通安全運動を推進し、もって、交通事故のない明るい豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 母親の交通安全に対する意識の高揚及び家庭内の交通安全を図るための活動
- (2) 地域における母親の交通安全活動組織の育成並びに組織活動に対する指導及び連絡調整
- (3) 母親の立場から交通安全対策についての提言及び地域に対する交通安全思想の普及
- (4) 上記の各事業を実施するための調整・研究及び各種資料の刊行・頒布
- (5) その他、この会の目的達成のための必要な事項

(会員)

第4条 この会の会員は、次の2種とする。

- (1) 普通会員 宮城県内の交通安全関係活動のための女性団体でこの会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、その事業を援助するため入会したもの

(入会)

第5条 この会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。

(会費)

第6条 この会の会員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

2 会費は、納入通知書により毎年9月末日まで最寄りの指定金融機関に納入するものとする。

(資格喪失)

第7条 会員は次の場合に会員たる資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき
- (2) 団体である会員は、その団体が解散したとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 除名されたとき

(役員)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人以内
- (3) 理事 20人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任及び指定)

第9条 会長、副会長は各地区連絡協議会会長を以てあて、会長は理事会において選出する。

2 理事及び監事は、各地区連絡協議会において推薦された者を以てあてる。

(役員の仕事)

第10条 会長は、この会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、総会の議決により委任された事項その他会務の運営に当たる。

4 監事は、業務の執行状況及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、2年とする。

ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(顧問及び名誉顧問)

第12条 この会に顧問及び名誉顧問を置くことができる。

2 顧問及び名誉顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問及び名誉顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問の仕事は、2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第13条 この会の会議は、総会、理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会、理事会は会長が必要と認めるとき開催するものとする。

3 会議は、会長が招集する。

4 会議の議長は、会長が当たるものとする。

5 会議は、構成員の過半数の出席をもって開催するとともに出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議の構成は次による。

(1) 総会 普通会員（ただし、所属団体の会員数を勘案して定めた代議員数に基づき当該団体が選した代議員）をもって構成する

(2) 理事会 会長、副会長及び理事をもって構成する

7 会長は、簡易な事項又は急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(議決)

第14条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
- (2) 予算並びに決算に関する事項
- (3) 会則の改正
- (4) その他この会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会から付議された事項
- (3) その他この会の運営及び事業の執行に関する事項

(連絡協議会)

第15条 この会は、会員相互の連絡を密にし、地区における交通安全活動の円滑な推進を図るため、地区ごとに連絡協議会を設置することができる。

(表彰)

第16条 本会の会員等で、次の各号の1に該当するものに対して会長が表彰する。

- (1) 本会の向上発展に寄与し、他の模範となるもの
- (2) 交通安全活動の実践及び推進に寄与し、他の模範となるもの
- (3) 前号に定めるもののほか、会長が適当と認めたもの

(会計)

第16条 この会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 事務局に、事務局長、次長及び書記若干名をおき、会長が委嘱する。

- 2 事務局長は、会長の委任により会務を処理する。
- 3 次長及び書記は、事務局長の命を受け会務に従事する。

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、会務の運営に関し、必要な事項は会長が定める。